

定期監査結果報告書

1. 監査の概要

- (1) 監査対象部 政策推進部
- (2) 監査実施期間 令和元年9月17日～令和元年12月13日
- (3) 監査方針 財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効果的に執行されているかを主眼として行った。
- (4) 監査方法 平成31年4月1日から令和元年9月30日までに執行された事務事業について、各課に提出を求めた資料をもとに監査の着眼点を定め監査を行い、また、質問により説明を求めた。

2. 監査の結果

監査対象部局の令和元年9月末までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、概ね適正であることを認めた。

(1) 各課の監査項目及び着眼点

【総合政策課】

(歳入)

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 監査項目 | PRグッズ売却代金 |
| 着 眼 点 | ①調定額の算定は適正か。
②調定の時期及び手続きは適正か。 |

(歳出)

- | | |
|-------|--|
| 監査項目 | 全国工場夜景サミット in 堺・高石実行委員会分担金 |
| 着 眼 点 | ①分担金の算出は、合理的な基準により行われているか。
②分担金の支出手続きは適正に行われているか。 |

【秘書課】

(歳入)

- | | |
|-------|--|
| 監査項目 | コミュニティセンター使用料 |
| 着 眼 点 | ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
②調定額の算定は適正か。
③調定の時期及び手続きは適正か。 |

(歳出)

- | | |
|-------|---|
| 監査項目 | ASP型いくくるウェブ(CMS)サービス利用料 |
| 着 眼 点 | ①利用料の支出は適正に行われているか。
②相手方及び選定方法は適正に行われているか。 |

【財政課】

(歳入)

監査項目	土地開発公社貸付金元金返還金
着 眼 点	①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。 ②調定額の算定は適正か。 ③調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

監査項目	地方公会計標準ソフトウェア関連サービス利用料
着 眼 点	①利用料の内容、相手方及び選定方法は適正に行われているか。 ②利用料の支出は適正に行われているか。

【税務課】

(歳出)

監査項目	地方税共同機構負担金
着 眼 点	①負担金の効果は確認されているか。 ②負担金の算出は、合理的な基準により適正に行われているか。

監査項目	地方税電子申告支援サービス 地方税共通納税システム導入作業委託業務
着 眼 点	①委託の内容、相手方及び選定方法は適正に行われているか。 ②委託契約の手続き等について適正に行われているか。 ③委託料の支出は適正に行われているか。

【経済課】

(歳入)

監査項目	特殊詐欺対策機器普及促進事業補助金
着 眼 点	①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。 ②調定額の算定は適正か。また計算に誤りはないか。 ③調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

監査項目	企業立地等雇用促進奨励金
着 眼 点	①補助金の算出は、合理的な基準により行われているか。 ②補助金の交付手続きは適正に行われているか。

(2) 各課の監査結果

【総合政策課】

(歳入)

監査項目 P R グッズ売却代金

(9月末現在)

予算額	調定額	収入済額
243,000 円	77,600 円	71,200 円

着 眼 点 ①調定額の算定は適正か。
②調定の時期及び手続きは適正か。

本市では、市の魅力を広くプロモーションするため、ブランドデザイン「羽衣天女」や「工場夜景」のポロシャツなどのオリジナルグッズの販売を行っている。

今回の監査項目である P R グッズ売却代金は、当該販売（売却価格は製作原価）に伴う売却代金収入である。

売却代金の収納にあたっては、地方自治法第 171 条において、会計管理者の事務を補助させるため出納員その他会計職員を置くことと規定されており、本市においても、高石市会計規則第 3 条において、出納員に総合政策課長を設置するとともに、同規則第 5 条において、物品販売における代金収納事務を委任している。

また、同規則第 20 条において、出納員が納入義務者から現金を直接収納したときは、領収証書に領収印を押印し、当該納入義務者に交付するとともに、収納した現金については、現金出納簿を整理し、指定金融機関等に払込まなければならないと規定されており、総合政策課で直接領収し、月末に収納金を集計のうえ、市金庫へ入金している。

当該売却代金収入の年度別実績は、以下のとおりである。

なお、売却代金収入の調定額の算定、調定の時期及び収納手続き等について、関係書類を監査した結果、一部指導事項はあったものの、概ね適正に処理されていた。

年 度	売却代金収入
平成 26 年度	771,340 円
平成 27 年度	481,810 円
平成 28 年度	404,730 円
平成 29 年度	268,810 円
平成 30 年度	175,800 円

(歳出)

監査項目 全国工場夜景サミット in 堺・高石実行委員会分担金

(9月末現在)

予算額	支出済額
2,000,000 円	2,000,000 円

着 眼 点 ①分担金の算出は、合理的な基準により行われているか。

②分担金の支出手続きは適正に行われているか。

全国工場夜景サミットは、工場夜景の観光資源としての充実、活用、PR等を行うことにより、工場夜景の知名度の向上やマーケットの拡大を図るとともに、会員11都市の地域活性化及び観光振興に寄与することを目的として組織された「全国工場夜景都市協議会」の加盟各都市がサミットの開催を通じて工場夜景をはじめとする各市の魅力を広く発信することにより、観光客の誘客及び長期滞在に資することを目的に実施するものである。

今年度においては、堺市と高石市共同にて「第10回全国工場夜景サミット in 堺・高石」を開催する。サミット開催にあたり、堺市観光企画課内に事務局を設置し、全国工場夜景サミット in 堺・高石実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設立している。

開催概要は、以下のとおりである。

当該実行委員会に要する経費については、規約において、開催市の堺市、高石市のほか全国工場夜景都市協議会及びその他の収入をもって充てることとなっており、今回の監査項目の分担金の支出は、開催市負担分を堺市、高石市が2分の1ずつ負担するもので、その高石市負担分を実行委員会に支払ったものである。また、サミット終了後、規約に掲げた目的を達成し、実行委員会が解散した場合において、その残余財産は堺市及び高石市にそれぞれ2分の1ずつ帰属するものとなっている。

なお、決裁行為書、支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

<サミット開催概要>

名 称	第10回全国工場夜景サミット in 堺・高石
開催日	令和2年2月8日（土）
開催場所	フェニーチェ堺 小ホール
主催・共催	【主催】 全国工場夜景サミット in 堺・高石実行委員会 【共催】 全国工場夜景都市協議会
参加者	約300名を想定

【秘書課】

(歳入)

監査項目 コミュニティセンター使用料

(9月末現在)

	予算額	調定額	収入済額
高石市コミュニティセンター	600,000 円	249,750 円	201,050 円
高石市東コミュニティセンター	720,000 円	430,550 円	430,550 円

着 眼 点 ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。

②調定額の算定は適正か。

③調定の時期及び手続きは適正か。

本市のコミュニティセンターは、高石市コミュニティセンター条例第1条により、市民の連帯意識及び地域への愛着心を深め、もって健康で文化的な地域社会の形成に寄与するため設置するとされ、高石市コミュニティセンターと高石市東コミュニティセンターが設置されている。

また、同条例第9条において使用者は、使用許可の際に部屋別に定める使用料を納付しなければならないと定められている。

コミュニティセンター使用料の収納事務については、高石市会計規則第3条及び第4条において、出納員に秘書課長、現金分任出納員にコミュニティセンター館長を設置し、同規則第5条において、当該収納事務を委任している。

各館の使用料の収納件数、金額、調定日及び収納日は、下記のとおりである。

高石市コミュニティセンター

件 数	金 額	調 定 日	収 納 日
55 件	22,100 円	平成31年 4月28日	令和元年 5月10日
42 件	27,275 円	令和元年 5月31日	令和元年 6月12日
51 件	47,975 円	令和元年 6月30日	令和元年 7月10日
59 件	59,950 円	令和元年 7月31日	令和元年 8月 8日
52 件	43,750 円	令和元年 8月31日	令和元年 9月12日
60 件	48,700 円	令和元年 9月30日	令和元年10月 3日

高石市東コミュニティセンター

件 数	金 額	調 定 日	収 納 日
30 件	34,000 円	平成31年 4月16日	平成31年 4月24日
36 件	38,500 円	令和元年 5月 2日	令和元年 5月10日
28 件	27,000 円	令和元年 5月16日	令和元年 5月22日
44 件	47,050 円	令和元年 6月 1日	令和元年 6月 7日

36 件	37,650 円	令和元年 6月20日	令和元年 6月27日
43 件	45,750 円	令和元年 7月 3日	令和元年 7月11日
45 件	40,500 円	令和元年 7月17日	令和元年 7月24日
38 件	40,800 円	令和元年 8月 1日	令和元年 8月 8日
31 件	32,500 円	令和元年 8月17日	令和元年 8月29日
32 件	37,000 円	令和元年 9月 4日	令和元年 9月11日
42 件	49,800 円	令和元年 9月18日	令和元年 9月19日

それぞれの調定額の算定、調定の時期及び収納手続き等について、関係書類を監査した結果、概ね適正に処理されていた。

(歳出)

監査項目 A S P型いくくるウェブ（CMS）サービス利用料
（9月末現在）

予算額	支出済額
2,427,000 円	945,000 円

着 眼 点 ①利用料の支出は適正に行われているか。
②相手方及び選定方法は適正に行われているか。

コンテンツマネジメントシステム（以下、「CMS」という。）とは、ウェブサイト運営するにあたり、各課の職員が管理画面を通してホームページを作成、編集できるシステムである。高石市のホームページでCMSが導入されたのは、平成21年からであり、現在の運営会社である株式会社スマートバリューの前身である財団法人関西情報・産業活性化センターのシステムの「いくくるウェブ」が導入されている。

いくくるウェブは、公共自治体向けのクラウドタイプのCMSであり、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークであるLGWAN回線を利用して運用している。

いくくるウェブ導入以後、同社のシステムを使用しており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、見積徴取のうえ随意契約し、利用料を支払っている。

また、利用契約内容等は、以下のとおりであり、決裁行為書、契約書、支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

利用契約日	平成31年4月1日
契約業者名	株式会社 スマートバリュー
利 用 金 額	月額175,000円（税抜き）
支 払 方 法	月末請求、翌月支払い
利 用 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日

【財政課】

(歳入)

監査項目 土地開発公社貸付金元金返還金

(9月末現在)

予算額	調定額	収入済額
450,000,000 円	367,270,000 円	367,270,000 円

着 眼 点 ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。

②調定額の算定は適正か。

③調定の時期及び手続きは適正か。

本市は、高石市土地開発公社（以下「公社」という。）の経営健全化計画に基づき、公社が保有する土地を処分するために必要な資金を貸し付けることにより、公社の経営健全化に資することを目的とする「高石市土地開発公社資金貸付要綱」（以下「要綱」という。）を定め、平成22年3月23日に貸付対象土地を設定し、1,284,300,000 円の貸付を行っている。

要綱第9条第2項において公社は、貸付対象土地が貸付満了日前に処分された場合は、当該貸付対象土地の処分日以後速やかに資金の繰上償還を実施しなければならないと規定されている。

本返還金は、令和元年6月28日付けで貸付対象土地の一部を市が買戻したことから、公社より一部繰上償還する通知があり償還されたものである。

本返還金は、以下のとおりであり、決裁行為書及び関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

繰上償還通知日	令和元年6月28日
調定日	令和元年6月28日
収納日	令和元年7月26日
繰上償還額	367,270,000 円

対象土地	実測面積	返還金額
東羽衣1-354-1	59.51 m ²	43,530 千円
東羽衣1-429-2	406.17 m ²	297,120 千円
東羽衣1-430-1	36.39 m ²	26,620 千円

(歳出)

監査項目 地方公会計標準ソフトウェア関連サービス利用料

(9月末現在)

予算額	支出済額
210,000 円	0 円

着 眼 点 ①利用料の内容、相手方及び選定方法は適正に行われているか。
②利用料の支出は適正に行われているか。

平成 27 年 1 月、総務省より固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示され、原則として、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で統一的な基準による財務書類等を整備するようすべての地方公共団体に要請され、本市においても固定資産台帳を整備し、同基準に基づいた財務書類等を地方公会計標準ソフトウェアを利用し作成した。

本利用料は、総務省が「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づく財務書類等の作成や活用を行うために提供された地方共同法人である地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) の地方公会計標準ソフトウェアの利用料である。

利用料の請求及び支払いについては、「地方公会計標準ソフトウェア関連サービス利用規約」第 8 条及び「地方公会計標準ソフトウェア関連サービス利用明細書」により、サービス利用料 (年額一括) は、請求を受けた後 1 か月以内に支払うこととなっている。

この利用料に関し、決裁行為書、支出関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

利用申請年月日	平成31年 4 月 1 日
提供業者名	地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)
サービス利用料	210,000円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)
利用期間	平成31年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月31 日
支払日	令和元年10月11日

【税務課】

(歳出)

監査項目 地方税共同機構負担金

(9月末現在)

予算額	支出済額
1,229,000 円	1,228,876 円

- 着 眼 点 ①負担金の効果は確認されているか。
 ②負担金の算出は、合理的な基準により適正に行われているか。

地方税共同機構は、地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」という。）の安定運用はもとより、納税者サービスの利便性のさらなる向上、そして納税行政の効率化に資するよう法律に設置根拠・組織運営が規定される法人（地方共同法人）として、平成31年4月1日に設立された。

eLTAX の運営を一般社団法人地方税電子化協議会から承継し、同時に全国地方税務協議会、OSS 都道府県税協議会の業務も承継した。

主な業務については、eLTAX や OSS システムの管理運営、地方税に関する教育・研修や調査研究、広報その他の啓発活動の業務を担っている。

本市は、平成25年8月から eLTAX を導入しており、直近3年間の電子申告（提出）率の推移については、以下のとおりとなっている。

項 目	年 度	全申告 (提出) 数	電子申告 (提出) 数	電子申告 (提出) 率
個人市民税 給与支払報告書	平成28年度	33,002 件	12,780 件	38.7%
	平成29年度	34,083 件	14,361 件	42.1%
	平成30年度	34,520 件	15,116 件	43.8%
個人市民税 公的年金等支払 報告書	平成28年度	23,570 件	23,305 件	98.9%
	平成29年度	23,458 件	23,097 件	98.5%
	平成30年度	23,377 件	23,098 件	98.8%
法人市民税	平成28年度	1,901 件	1,050 件	55.2%
	平成29年度	1,962 件	1,159 件	59.1%
	平成30年度	1,960 件	1,191 件	60.8%
法人市民税 設立届・異動届	平成28年度	254 件	111 件	43.7%
	平成29年度	251 件	128 件	51.0%
	平成30年度	191 件	111 件	58.1%
固定資産税 償却資産	平成28年度	993 件	236 件	23.8%
	平成29年度	1,046 件	286 件	27.3%
	平成30年度	1,187 件	338 件	28.5%

過去3年間のデータから見ると、個人市民税（公的年金等支払報告書）については、平成19年度より公的年金等支払報告書の電子化、平成21年度から公的年金特別徴収が開始されて以降、電子申告率は高止まりとなっているものの、それ以外については、電子申告（提出）率は伸びている。

負担金については、地方税共同機構定款に規定の基準に基づき算出され、令和元年5月23日に支払いをしている。決裁行為書、支払関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

（歳出）

監査項目 地方税電子申告支援サービス 地方税共通納税システム導入作業委託業務
（9月末現在）

予算額	支出済額
1,620,000 円	0 円

着 眼 点 ①委託の内容・相手方及び選定方法は適正に行われているか。
②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
③委託料の支出は適正に行われているか。

本業務委託は、平成30年3月に公布された地方税法の一部を改正する法律に基づき、令和元年10月1日から、複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とするため、全地方公共団体が加入・運営している電子情報処理組織を活用して、共通電子納税システムが導入されることとなるため、運用開始に向けて必要となる作業を実施するための業務委託である。

委託業者については、既に導入している電子申告等システムの一部として導入されることから、構築業者である株式会社TKCと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、見積徴取のうえ随意契約をしている。

この業務委託料について、決裁行為書、契約書、仕様書等関係書類を監査した結果、その手続き、経費の支出手続等はいずれも適正に処理されていた。

契 約 業 者 名	株式会社 TKC
契 約 年 月 日	令和元年7月1日
契 約 履 行 日	令和元年7月1日から令和元年9月24日
契 約 保 証 金	高石市契約規則第46条第3号の規定により免除
契 約 金 額	972,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
支出負担行為日	令和元年7月1日
支 払 日	令和元年11月1日

【経済課】

(歳入)

監査項目 特殊詐欺対策機器普及促進事業補助金

(9月末現在)

予算現額	調定額	収入済額
500,000 円	500,000 円	0 円

- 着 眼 点
- ①調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
 - ②調定額の算定は適正か。また計算に誤りはないか。
 - ③調定の時期及び手続きは適正か。

本補助金事業は、大阪府が、特殊詐欺に係る被害の認知件数・被害金額とも過去最悪となったことを受けて、府民の防犯意識の高揚と詐欺被害防止に対する行動を促し、府内全ての市町村による特殊詐欺被害防止対策の促進を図るため、大阪府特殊詐欺対策機器普及促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を設け、平成29年度から3か年の期限を切って事業実施するもので、電話機に設置する特殊詐欺対策機器を購入し、高齢者（65歳以上）に貸与する事業を行う市町村に対し補助を行うものである。補助額は、補助対象経費（対象機器の購入に要する費用で、配送料等を除く）の2分の1以内であり、補助台数に5,000円を乗じた金額が補助限度額となっている。

本市は、多発する高齢者を対象とした特殊詐欺の抑止を図るため、高石市特殊詐欺対策機器貸与事業実施要綱（以下「要綱」という。）を設けて、本市に居住している65歳以上の方に対して、抑止効果の高い特殊詐欺対策機器（以下「機器」という。）を貸与する事業を、本補助金事業を活用して、機器を100台購入のうえ実施している。

当該補助金に係る交付申請及び調定手続き等は以下のとおりであり、交付申請、調定額の算定、調定の時期及び手続き等についても関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

交付申請日	平成31年4月4日
交付決定日	平成31年4月10日
交付決定額	500,000 円
調 定 日	平成31年4月10日

(歳出)

監査項目 企業立地等雇用促進奨励金

(9月末現在)

予算額	支出済額
200,000 円	200,000 円

着 眼 点 ①補助金の算出は、合理的な基準により行われているか。
②補助金の交付手続きは適正に行われているか。

本市では、工業適地において、企業立地等を促進することにより、雇用創出、産業振興及び地域経済の活性化を図り、もって市勢の発展に寄与することを目的として、平成 19 年 6 月に高石市企業立地等促進条例（以下「条例」という。）を設け、工場などの新設、拡張増設及び設備更新等の設備投資で一定の要件を満たす場合に、市税の軽減措置を行い、企業立地の促進に取り組んできた。平成 29 年 4 月に条例の改正を行い、制度を 5 年間延長することとし、支援内容を拡充するとともに、「雇用促進奨励金」制度を創設した。

事業実施にあたり、高石市企業立地等雇用促進奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）を設けて、企業立地促進制度を利用した事業者が下記の交付要件を満たした場合に奨励金を交付している。交付要件及び交付額については、以下のとおりである。

交付要件	企業立地促進制度の認定を受けた事業を開始する日の前後 90 日の間に新たに雇用された市内に住所を有する者、又は配置転換により市民となった雇用者を、1 年以上継続して正規雇用していること。
交 付 額	雇用者 1 名につき 10 万円（1 人 1 回限り）

要綱に基づき、申請のあった 2 件について、交付に係る手続きは以下のとおりである。

なお、交付申請は、制度上、事業開始する日の 1 年経過した日の翌年度の 4 月 1 日から 6 月 30 日の間に行うこととなるため、交付実績は本年度からとなる。

この交付事業に関し、一連の事務について決裁行為書、支出命令書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

交 付 申 請 日	令和元年 5 月 7 日
交 付 決 定 日	令和元年 5 月 13 日
支出負担行為日	令和元年 5 月 13 日
交 付 請 求 日	令和元年 5 月 15 日
支 払 日	令和元年 6 月 3 日
支 払 金 額	200,000 円（2 件分）